

## 見学会当日、説明原稿（中高生議会見学会）

## 【基本情報】

人口：648,215人（6月1日現在）

議長：渡辺賢次（第64代目議長、令和5年5月18日～）

市長：松戸 徹（令和3年7月19日～）3期目

小学校：55校、中学校：26校

議員：50人（男性：33 女性：17）

委員会（人数）：総務委員会（10人）、健康福祉委員会（10人）、市民環境経済委員会（10人）、建設委員会（10人）、文教委員会（10人）、広報委員会（12人）、予算決算委員会（49人）、議会運営委員会（12人）

広報委員：朝倉幹晴委員長、米原まさと副委員長、三橋さぶろう委員、つまがり俊明委員、葛生正文委員、上田美穂委員、桜井信明委員、青木はるか委員、林としのり委員、鈴木和美委員、神子そよ子委員、中谷あやの委員

広報紙：年4回発行（最新256号）（年間発行部数：約120万部）※改選時などには臨時号を別途発行。

（市内全世帯へのポスティングによる配布のほか、市内主要駅24カ所、各出張所・連絡所・図書館・公民館、フェイス、市内銭湯、市内セブンイレブン）

## 委員長または副委員長の挨拶

## 委員の自己紹介

## 委員長または副委員長による説明

それではまず、こちらのスクリーンを使って、市議会の仕組みについてお話をしていきたいと思います。

【照明を落とす】

早速ですが、皆さんは、日頃の生活の中で、もっとこうだったらみんなが住みやすくなるなど思ったことはありますか？

市議会には、皆さんの日頃の生活に関する願いを船橋市に伝える方法があります。

今日は、皆さんが船橋市にしてほしいなという思いがどのように市に伝わっていくか、その中で市議会の役割が何なのかということを皆さんにお伝えしたいと思います。

まずは市議会とは何でしょうか。

そして、市議会と市役所は、それぞれどのような役割を果たしているのでしょうか。

わかる人はいますか？

【軽いやりとり】

そうですね。

では、市議会についてお話する前に、市議会と市役所の関係について、お話します。

市役所は、皆さん、イメージがつきやすいと思いますが、例えば、道路や歩道を作ったり、ゴミを収集したり、学校を運営したり、市民生活に関わる様々なお仕事をしていますね。

「実際に業務を行う」という意味で、市役所を「執行機関」と言います。市役所の代表者は市長ですね。

これに対し、市議会は、議員によって組織される機関で、市役所がどのように仕事を行うかについて、話し合っ、決定することが主な仕事です。

つまり、市議会には、市の仕事を監視して、市の方針や施策を決定する役割があります。

市議会で話し合い、物事を決定していくことを、少し難しい言葉で「議事」と言いますが、実際に業務を行う「執行機関」に対し、市議会は「議事機関」と呼ばれ、市役所と市議会は対等な関係にあります。

さて、船橋市を住みよいまちにするためには、市民が一丸となって、どうしたらよいか考えていかなければなりません。しかし、船橋市には64万人以上の方が住んでいて、市民全員が集まって話し合うのはとても無理ですね。

そこで、市民の中から代表を選んで、かわりに話し合いをしてもらいます。それが私たち、市議会議員です。

それでは、市民の代表である市議会議員は、どのように選ばれるのか、わかる人はいますか？

#### 【軽いやりとり】

そうですね。市民の代表としてふさわしいと思う人を、私たちは「選挙」で選んでいます。

議員は、大勢の市民の思いを背負い、船橋市をよりよくしていこうと一生懸命頑張っています。

船橋市議会では4年に一度、市議会議員選挙を行い、50人の議員が市民の代表として選ばれます。

選挙は今年の4月に行いました。

では、議会ではどんなことを話し合うのでしょうか。

議会で話し合う内容は、基本的に、市長が提案します。

例えば、法律の範囲内で、市が決められるルールの 1 つに「条例」がありますが、この「条例」は市長が議会に提案し、その内容を話し合い、決定されます。

みなさんに身近な条例としては、例えば、市内の中学校をどこに建てて、どんな名前にするかは、「船橋市立中学校設置条例」で決めています。

ちなみに、市役所にこういう仕事をして欲しい、という内容を「条例」として、議員が、議会に提案して、話し合うこともできます。

「条例」のほかに、市長が提案するものとして、「予算」があります。

市は 1 年間でどのくらいの収入を得て、どのような仕事に、どれだけお金がかかる予定なのか、議会に提案します。

議会は、この市長が提案した「予算」、つまり、収入と使い道について、これでよいのかどうか話し合います。

ところで、令和 5 年度の市の予算はいくらを見込んでいるのか、知っている人はいますか。

答えは、2239 億円です。これは一般会計予算という、市の運営の基本的な経費を賄うためのお金です。この約半分に当たる 1068 億 9430 万円が、「市税」、つまり、市民の皆さんに納めてもらう様々な税金で賄われています。

皆さんからいただいた大切な税金の使い道を、議会で慎重にチェックすることは、市議会の大切な役割の 1 つです。

予算や条例について議会で話し合っ、議会で賛成して初めて、市長はその内容を実行することができます。

このように、市議会には、市の政策を決定したり、市を監視、評価する機能があります。

それでは、市長の提案がどのように議会で話し合われているのか、動画も交えて見てみましょう。

①まず、市長が市議会に、話し合ってもらいたいことを提案して説明をします。

この話し合ってもらいたい案件のことを「議案」といいます。

この議案には、先ほど説明した「条例」や「予算」などがあります。

②さて、議員は提案された「議案」について、実際に市が実行しているのかどうか判断するためには、「議案」の内容を詳しく知る必要がありますので、「議案」の内容で、疑問に思ったところを質問します。

これを「議案質疑」といいます。

では、議員が質問して、市長が答えている実際の様子を見てみましょう。

【映像】

(映像がとまったら)

質問に答えるのは、市長だけでなく、担当の仕事をしている職員が市長に代わって答える場合もあります。

③次に、「議案」の内容をさらに詳しく話し合いたいときは、50人で会議をするのは大変なので、議員がそれぞれ担当している「委員会」で、詳しく話し合います。

船橋市議会では、市の仕事を5つの分野に分けて、それぞれの委員会で話し合っています。議員が全員で50人なので、1つの委員会は10人の委員で構成されています。

船橋市議会では、市の仕事を「総務」、「健康福祉」、「市民環境経済」、「建設」、「文教」という5つ分野に分けて、5つの委員会を作っています。

そして、市長が提出した議案をどこの委員会が担当するのか、内容によって議案を割り振っています。議案を委員会に割り振ることを「付託する」といいます。

付託された議案について、10人の委員が、執行機関から、さらに詳しい話を聞きながら話し合い、委員会として、この議案に賛成するか、反対するかを決めます。

では、委員会はどんなふうに行われて、どのように賛成・反対を決めるのでしょうか。

映像で見てください。

#### 【映像】

このように、手を挙げて、議案に賛成することを表明します。

手を挙げた人が多ければ、委員会として賛成となります。

④議案に対して、委員会として、「賛成」「反対」の結論が出たら、次に、委員長は、議員全員の前で、委員会ではどのように話し合っ、「賛成」「反対」が決まったのかを報告します。

その報告を聞いて、全議員がそれぞれ、賛成するか、反対するかを決めます。

これを「採決」といいます。

さて、議員はここで賛成か反対をどのように発表するのでしょうか。

わかる人はいますか？

#### 【軽いやりとり】

では、正解はどうでしょうか、映像を見てください。

#### 【映像】

賛成する人は起立して、「賛成する」意思を伝えることがわかりましたね。

⑤起立した人が過半数に達していれば、議会として賛成したこと——つまり、市長が提案した議案が可決されたことになり、市長は議案を実行することができます。

このように、議会の慎重な話し合いを経て、市の政策が実行されています。

さて、先ほど、議会で話し合うことがいくつかありましたね。

市長の提案として、条例や予算というものがありません。

実はこの他にもうひとつ、「住民から出された要望」も、議会で話し合われています。

では、「船橋さんの願いが届くまで」というテーマで、どのように船橋さんの願いが市に届くのか見てみましょう。

ある日、船橋さんは犬を飼いました。

早速船橋さんは公園で一緒に遊びたいと思いました。

ですが、近くに公園がありません。

船橋さんは、近くに公園があったらいいのになと思いました。

そこで、船橋さんは「公園を作ってください」という市へのお願いを、決められたルールで文章に書いて、市議会に出しました。

このように、市にやってほしい願いを文章にして提出することを、請願または陳情といいます。

請願や陳情は、決められたルールで書けば、誰でも出すことができます。

ここで、請願と陳情について説明します。

皆さんは、今までに「請願」や「陳情」という言葉を耳にしたことがありますか？

公民の授業で習った人もいれば、もしかしたら国語の授業で耳にした人もいるかもしれませんね。

請願・陳情は、どちらも文書により要望を市議会などに申し出ることをいいます。

では、何が違うのでしょうか。

請願は、憲法第 16 条で認められているもので、国や地方公共団体等に対し、要望ができるという、国民の権利です。請願の提出には、議員の紹介が必要となります。

議員の紹介とは、請願の内容に賛意を示し、住民から議会に橋渡しをする議員のことをいいます。

一方、陳情は、特に憲法や法律に定められていません。議員の紹介は必要ありませんが、提出後の取り扱い各議会に任されています。

船橋市議会では「請願」や「陳情」が提出されると、基本的に本会議や委員会でその内容について話し合います。

さて、請願や陳情として提出された船橋さんの願いは、正式に議会で話し合われることになりました。

より専門的に話し合うため、10人の議員が集まって、詳しく話し合いをします。

この会議を委員会といたしましたね。

そして、委員会は船橋さんの願いに賛成なのか反対なのかを決めます。

「○」の方が多くそうですね。議会では、多数決で賛成・反対を決定します。過半数が賛成なら「賛成多数」といいます。

このあと、委員会での結果が議員全員に報告されます。

それから、委員会の結果をもとに、今度は議員全員で船橋さんの願いに賛成か反対かを決めます。

「○」の方が多いですね。

ここでも委員会と同様に、多数決で結果が決まりますので、市議会として賛成となります。

議会もこれに賛同しますという意味決定のことを「採択」といいます。

船橋さんの願いが、市議会で「採択」されると、市議会の要望として、正式に市長に伝えられます。

さて、船橋さんの願いは市長には届きましたが、まだ公園はできていません。実際に公園をつくることにするかどうかは、市長がいろいろと考えて決めます。

公園をつくるための予算は大丈夫か、他のいろいろな計画との優先順位はどうか、などを考えます。

計画を進めることに問題なければ、市長は計画を始めることを決めます。計画のスタートは、そのときの状況によって、ずっと後になることもあります。

そして市長の考えによって、市役所では公園を作る計画がスタートしました。

このように、どんな公園をどこに作るかなどを詳しく計画します。

老若男女、さまざまな住民が楽しめる公園にするために、いろいろなことを考えないといけません。

さまざまな検討を重ねて、ようやく公園を作る計画がまとまりました。

公園を作るには、工事に大きな予算が必要なため、この計画を進めてよいか、市議会で話し合ってもらうこととなります。

①まず、市長がこの計画を説明します。

この話し合っほしい案件のことを「議案」といいましたね。

②計画の説明を聞いた議員たちは、疑問に思うことなどを質問します。

これを「議案質疑」といいましたね。

③そのあと、この計画を委員会で詳しく話し合い、計画におかしいところはないかなどを確認し、委員会で賛成・反対を決めます。

④そして、委員会での結果をもとにして、全議員がこの公園の計画について、賛成か反対を決めます。

これを「採決」といいましたね。

「○」が多いので、市議会として賛成することになりました。

市議会として議案に賛成することを「可決」といいましたね。

公園をつくる計画の「議案」が「可決」されたので、市長は公園を作る工事を始めることができます。

そして、ついに公園ができました。

こうして、船橋さんの願いが実現し、犬と一緒に遊べるようになりました。

船橋さんの願いのように、住民の思いは、市議会ですっかりと話し合われ、市に届きます。

最近、実際に市議会に提出された陳情について少し紹介します。

今年の2月に、市内の公園にインクルーシブ遊具を導入してくださいという陳情が提出されました。インクルーシブというのは、「全部をひっくるめて」という意味ですが、誰でも安心して一緒に遊べる遊具を設置してほしいという内容でした。

体を上手に動かせない方も、そうでない方も、皆で楽しく遊べる遊具として、例えば、何人かで一緒に乗れる丸いブランコで、全体的に高さが低く造ってあり、下がマットになっていて、万が一落ちてしまっても安全なブランコなどがあります。

この陳情は、先ほどでてきた委員会の1つである、建設委員会で話し合うことになり、委員会の中で市役所の担当の職員から話を聞いたり、自分で調べたりして、これを採択するべきかどうかしっかり考えて、その結果、建設委員会として採択することになりました。その委員会での結果を本会議で議員全員に報告し、今度は議員全員が、自分たちの賛成・反対を示す「採決」を行った結果、全員が、採択することに賛成しました。

これを受けて、船橋市議会として、正式に市長にお願いをしました。

市議会が少し身近になりましたか？

日頃の生活の中で、みんなが困っていることや願いを、市議会に出してみてもどうでしょうか。

さきほど、少し紹介した本会議や委員会の様子は、市議会のウェブサイトで見ることができます。市議会のウェブサイトでは、本会議や委員会の生中継や録画中継を見たり、今まで出された請願陳情を見ることができます。こども専用ページもあるので、ぜひ、見てみてください。また、中学生になれば、傍聴といって、本会議場に来て会議の様子を見ることができます。

これで、説明は終わりです。市議会に興味を持ってもらえたでしょうか。

では、疑問に思ったことがあったら、見学会の最後に、議員との意見交換会がありますので、ぜひ質問していただきたいと思います。